平成２２年（フ）第８３号
兵庫県姫路市勝原区山戸15番地
債務者　松田　三郎
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９６号
兵庫県姫路市青山南２丁目９番３―404号
県営青山第一住宅３号棟
債務者　古林美智子（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９７号
兵庫県加古川市野口町坂井64―１　プルミエールⅠ―103、住民票上の住所兵庫県姫路市夢前町前之庄30番地300
債務者　瀬戸の彩こと　笠井　泰仁
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０７号
兵庫県姫路市砥堀824番地１　銀の馬車道壱番館Ｃ―103号
債務者　永濱　光代
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１２１号
兵庫県姫路市大津区吉美795番地３ニューシティーキビ202号
債務者　船引　裕之
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１２４号
兵庫県姫路市勝原区下太田619番地１　勝原住宅１棟306号
債務者　谷口かおり
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１２８号
兵庫県加古川市野口町坂井74番地の８　レオパレスＡＫＩＲＡ111号
債務者　石井　鏡子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１３０号
兵庫県加古川市野口町坂井74―８　レオパレスＡＫＩＲＡ111号、住民票上の住所兵庫県加古川市平岡町山之上684番地の33
債務者　馬込　正和
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１３６号
兵庫県加古川市加古川町西河原17番地の１加古川西団地４―102号
債務者　望月　玲子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１４２号
兵庫県姫路市保城768番地　道西ハイツ１―Ｂ
債務者　江口　理恵（旧姓峰）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２１４０号
広島市佐伯区藤の木１丁目５番３号
債務者　松代十志生
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１４１号
広島市佐伯区藤の木１丁目５番３号
債務者　松代　榮子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１４２号
広島市佐伯区藤の木１丁目５番３号
債務者　松代　　隆
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８８号
広島市安佐南区相田７丁目27番13号
債務者　中岡　友美（旧姓中）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９９号
広島市西区山手町16番22号
債務者　土井　可守
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５８号
広島市中区東白島町12番４―402号
債務者　曽田　知枝
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３５号
北九州市八幡西区陣原３丁目24番11―1002号
債務者　有田　美稀
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部